

(参考答案)

設問1

1 Aの弁護人の主張

Y県屋外広告物条例33条1号をAに適用することは、憲法21条1項に反する。

(1) 憲法上の権利保障

憲法21条1項は「その他一切の表現の自由」を保障している。「表現」とは、人の内面的な精神活動を他者に対して公表することをいうところ、Aが講演会告知宣伝を内容とする立看板を掲示する行為は、表現の自由として保障される。

(2) 判断枠組み

一般に、表現の自由に対する内容中立規制には、LR Aの基準が適用されるべきであると解されている。

すなわち、表現の自由は、民主制の過程に不可欠な権利であるから、これに対する制約は、原則として合憲性の推定は及ばない。表現内容中立規制は、表現内容規制と異なり、思想の自由市場を歪曲する可能性は少ないことから、厳格審査基準ではなく、これに準じたLR Aの基準を適用すべきである。

本条例は、表現の自由として保障される行為につき、その広告内容にかかわらず一律に規制するものであるから、表現内容中立規制であるといえ、LR Aの基準が適用される。

具体的には、目的が重要であり、より制限的でない手段により目的を十分に達成できないといえる場合に限り、はじめて合憲となると解すべきである。

(3) 当てはめ

Aの立看板を規制する目的は、美観風致の維持である。一般に、美観風致の維持が法的保護の値する場合があることは否定できないが、繁華街の景観は、そもそも乱雑である。そのため、Aが掲示した立看板2枚を規制しても、目的が達成できるとはいえない。

他方、本件立看板は、国政に関する政治的意見表明に関わるものであるから、重要な価値を有する。繁華街の景観には、そもそも法的保護に値するほどの利益があるとはいえないから、本条例をAに適用することは、手段相当性を欠く。

(4) したがって、本条例をAに適用することは、憲法21条1項に反する。

2 Bの弁護人の主張

Y県青少年保護育成条例19条1号、52条1号は、憲法21条1項に反する。

(1) 憲法上の権利保障

有害広告を設置することは、精神活動を外部に公表するものであるから、「表現」の自由として、憲法21条1項により保障される。

(2) 判断枠組み

一般に、表現の自由に対する内容規制は、原則として許されず、厳格審査基準が適用されると解される。

なぜなら、内容規制は自由市場を歪曲させ、政府が伝達される表現内容を是認しないという理由で内容規制が行われる危険性があることから、違憲性が極めて強く推定されるからである。

本条例は、有害広告物のみが規制の対象となっていることから、「有害」であるというメッセージの内容に着目した規制であるといえ、内容規制にあたり、厳格審査基準が適用される。

具体的には、必要不可欠な目的のために、必要最小限度の手段であると認められない限り、違憲であると解すべきである。

(3) 当てはめ

本条例の目的は、青少年の健全な育成であるが、その内容を確定することができず、濫用の危険性があることから、重要であるとは言えない。

また、有害広告が青少非行を誘発するおそれがあることは科学的に証明されていないことから、本件規制をしたとしても、青少年の健全な育成という目的を達成することはできない。さらに、距離制限よりも、通学路として指定された道路沿いのみでの掲出を禁止すれば目的は十分に達成できる。

したがって、本条例は憲法 21 条 1 項に反する。

設問 2

1 Aの主張に対する反論と私見

(1) 検察官からは、最高裁は、意見表明そのものではなく、その行動のもたらす弊害の防止を狙いとして禁止する場合、合理的関連性の基準を適用しているとの反論が想定される。

最高裁の基準によれば、本件も、表現活動のもたらす美観風致を乱すという弊害防止を狙いとしていることから、合理的関連性の基準が適用されると考えることもできる。

しかし、表現内容中立規制と表現内容規制を明確に区別できず、合理的関連性の基準が広く適用されるとすれば、表現の自由の保障を脅されることになる。したがって、合理的関連性の基準が適用されるのは、ある規制によって「たまたま」表現行為が規制されたような場合（単純な付随的規制）に限定するべきである。

本件において、Aの表現は、公道上において行われていることから、パブリック・フォーラムにおける表現として、原則として自由であると解すべきである。また、本条例は、屋外広告物のみを対象とするものであり、「たまたま」表現活動が規制されたともいえない。

したがって、検察官の反論は失当であり、原告の主張が妥当である。

(2) 次に、検察官からは、ビラ配布、私人に対する看板掲出のお願い、インターネット上の表現など、他の表現手段が残されているから、手段として相当であるとの反論が想定される。

たしかに、立看板を掲示することで、一定程度美観を損なるということはあり得なくはない。しかし、立看板を掲出する行為は、永続的に広範囲の人に伝達することができるため有効性があり、コストも低いため、ビラ配布よりも重要な手段であるといえる。また、私人に対する看板掲出のお願いでは、少数者の意見が反映されないおそれがあるから、必ずしも適切な代替手段であるともいえない。さらに、インターネット上の表現は、広範囲に拡散するものの、立看板のように地域住民に対してのみ伝達する効果は乏しいことから、立看板の有効性に勝るものではない。

したがって、検察官の反論は失当であり、原告の主張が妥当である。

2 Bの主張に対する反論と私見

(1) 検察官からは、成人の表現の自由との関係では、本件は表現内容規制ではなく、間接的・付随的制約の理論に基づき、表現内容中立規制として扱われるべきであるとの反論が想定される。

たしかに、本条例は、有害広告のみを規制するものではあるが、禁止される範囲は小通学校の周辺から 150 メートルといった特定の場所のみである。そのため、本条例は、有害広告というメッセージの内容に着目したものではなく、青少年保護という重要な目的のための規制が、特定の表現活動を規制する結果となったに過ぎないといえる。したがって、内容規制ではなく、内容中立規制と言うべきである。

よって、検察官の反論は正当であり、表現内容中立規制として、LRAの基準により判断すべきである。

(2) 検察官からは、本条例は、健全な成長とは青少年の非行行為（刑罰法規違反）を防止するための規制として合憲である、との反論が想定される。

まず、青少年の非行行為の防止という目的は、他者の生命・身体・財産などを保護する目的をも含むから、重要な目的であるといえる。

また、有害広告により青少年非行が生ずる相当の蓋然性が認められることは社会共通認識であるから、青少年が通学途中に有害広告に接する機会が多い小中学校の周囲 150 メートルの範囲において規制することは、上記目的を達成することができるといえる。さらに、通学路指定された場所のみを禁止する手段も考えられるが、小中学生が指定通学路を通るとは限らないため、目的が十分達成できるとはいえない。

しかも、本条例は、禁止地域以外での表現活動をなんら制限しておらず、他の場所における表現活動に対する影響が多いとは言えない。規制の対象となるのが、有害広告という、政治的価値との関連性が乏しい一部の表現活動に過ぎないことから、手段としての相当性も認められる。

したがって、検察官の反論は正当であり、本条例は合憲である。

以上